

平成13年5月18日

各位

千葉県松戸市松飛台286番地の23
株式会社精工技研
代表取締役社長 高橋 光雄
(コード番号: 6834)
問い合わせ先
経営企画室主任 細江 宣明
047-388-6401

「商法第280条ノ19の規定によるストックオプション(新株引受権)の付与」決議のお知らせ

当社は、平成13年5月18日開催の取締役会において、取締役及び従業員に対する新株引受権方式のストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 「ストックオプション(新株引受権)の付与」について

1. 付与の理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値、顧客満足度をさらに向上させるため。

2. 新株引受権の目的たる株式の額面・無額面の別及び種類

当社額面普通株式。

但し、当社が発行する額面普通株式を全て無額面株式に転換する場合は、当社無額面普通株式とする。

3. 付与の対象者

平成13年6月21日開催予定の当社第29期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役2名及び同総会終結の時に在職する従業員11名、合計13名とする。ただし、第29期定時株主総会における取締役候補者については同議案において取締役に選任されることを条件とする。

4. 新株引受権の目的たる株式の数

取締役2名に対し合計4,400株、従業員11名に対し合計9,800株をそれぞれ上限とする。

なお、権利付与日以降、当社が株式の分割又は併合を行う場合、未行使の付与株式数を分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。

5. 新株の発行価額

権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格(以下「最終価格」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、又は、権利付与日の最終価格(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の取引成立日の最終価格)のいずれか高い金額とする。

なお、権利付与日以降、当社が株式の分割又は併合を行う場合、発行価額を分割又は併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行するとき(転換社債の転換、新株引受証券及び商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。)には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株引受権行使期間

平成15年7月1日から平成23年6月21日まで

7. 権利行使条件

(1) 権利を付与された者は平成15年7月1日以降、新株引受権の行使が可能になるものとし、以下の区分に従って付与された新株引受権の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の株式数の整数倍に切り上げた数とする。

平成15年7月1日以降、平成16年6月30日までは付与株式数の10分の3まで行使することができる。

平成16年7月1日以降、平成17年6月30日までは の期間に行使した分を含めて付与株式数の10分の6となるまで行使することができる。

平成17年7月1日以降、平成23年6月21日までは付与株式数のすべてについて、行使することができる。

- (2) 権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、後記(6)に掲げる権利付与契約に定める条件により、その行使可能な付与株式数及び行使可能な期間等について制限されることがある。
- (3) 権利を付与された者は、当社及び当社関係会社の役員または従業員の地位を喪失した場合には新株引受権を行行使することはできない。ただし、取締役の任期満了及び従業員の会社都合による退職その他これらに準じて当社取締役会が権利の存続を相当と認めた場合には、権利行使を認めることができる。その他、後記(6)に掲げる権利付与契約に定める条件により、その行使可能な付与株式数及び行使可能な期間等について制限されることがある。
- (4) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
- (5) 権利行使日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他これらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、権利行使期間その他の条件の調整若しくは新株引受権行使の制限を行い、または未行使の新株引受権を失効させることができるものとする。
- (6) この他、権利行使の条件は、平成 1 3 年 6 月 2 1 日開催予定の当社定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と前記 3 . に定める付与の対象者との間で締結する権利付与契約に定めるものとする。

. 停止条件について

上記 . の決議は平成 1 3 年 6 月 2 1 日開催予定の当社定時株主総会において、「取締役及び従業員に商法第 2 8 0 条の 1 9 による新株引受権を付与する件」が決議されることを停止条件としております。

以 上